

ふとしたことから起こる「旅先での事故」



「旅のお守り」として、

ジェイアイは国内旅行保険をお勧めしています。

国内旅行保険

ジェイアイの国内旅行保険

国内旅行傷害保険特約セット 普通傷害保険



2020年4月
改定版

熱中症危険補償
特約対応版

このパンフレットでご案内する商品は、国内旅行中のケガや様々なトラブルに備える保険です。この商品内容がお客さまのご希望に沿う場合は、パンフレットをご覧のうえ、お申込みのご検討をいただきますようお願いいたします。



CUDマークはNPO法人CUDOにより、認証された製品に表示できるマークです。このパンフレットは印刷物の内容において、色覚の個人差を問わずできるだけ多くの方に見やすいように配慮して作られています。

引受保険会社



ジェイアイ傷害火災
<https://www.jihoken.co.jp>



●死亡・後遺障害保険金額について

旅行者（被保険者）が以下に該当する場合は、ご契約いただける保険金額は他の傷害保険契約（詳細は申込書にてご確認ください。）等との合算で1,000万円までとなります。

- ・保険始期日（旅行出発日）時点で15歳未満の場合。
- ・保険始期日（旅行出発日）時点で15歳以上の方で、申込書に旅行者（被保険者）の同意署名がない場合（お申込人（契約者）と、旅行者（被保険者）が異なる契約）。

基本プラン

保険期間(保険のご契約期間)			2日(1泊2日)まで		
ご契約タイプ			11	12	13
保険金額(ご契約金額)	傷害(基本)	死亡・後遺障害	872万円	683万円	578万円
		入院保険金日額	10,000円	6,000円	4,000円
		手術保険金※	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、 それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍		
		通院保険金日額	6,500円	4,000円	2,500円
	特約	個人賠償責任	3,000万円	3,000万円	3,000万円
		携行品損害	15万円	10万円	5万円
		救援者費用	150万円	100万円	100万円
		臨時費用	60万円	60万円	60万円
お支払いいただく保険料			1,000円	700円	500円

補償内容や保険金額等お申込みの内容が、お客さまのご意向どおりかをご確認のうえお申込みください。当初のご意向とお申込みの内容が相違する場合は、特にご注意ください。

（ご注意）

- 保険期間（保険のご契約期間）は、旅行出発日を含めて数えます。
- 「個人賠償責任」、「携行品損害」の自己負担額は0円です。
- ご契約の際は、「国内旅行保険の概要」にてご確認ください。

※手術保険金について

事故によるケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて180日以内に、その傷害の治療のために所定の手術を受けた場合にお支払いします。

国内旅行保険の概要
<用語のご説明>

被保険者：保険の対象となる方をいいます。治療：医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
ケガ：急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。また、この保険には、熱中症危険補償特約(国内旅行傷害保険特約用)がセットされており、日射または熱射による身体の障害も支払いの対象となります。

補 償 項 目		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害 (基 本 契 約)	死 亡 保 險 金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定のない場合には被保険者の法定相続人)にお支払いします。 【後遺障害保険金】をお支払いしている場合には、既にお支払いした後遺障害保険金を控除した残額となります。	1. 次の①～⑪のいずれかによって生じたケガ ① 保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② けんか、自殺、犯罪行為 ③ 被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ④ 脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産、流産 ⑥ 外科的手術(事故による傷害の治療を除く) ⑦ 戦争・革命などの事変や暴動 ⑧ 地震・噴火、これらによる津波 ⑨ 核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑩ ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング ^(※) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動 ⑪ 自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転 (※) 登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
	後 遺 障 害 保 險 金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	2. むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの など
	入 院 保 險 金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で、入院した場合	入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限り、90日分を限度とします。 【入院保険金】が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをしても【入院保険金】は重複してはお支払いできません。	
	手 術 保 險 金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、その傷害の治療のために所定の手術を受けた場合	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍を、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。 【手術】1事故につき1回の手術に限り、90日分を限度とします。	
	通 院 保 險 金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で、通院(往診を含みます。)した場合	通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日分を限度とします。 【通院保険金】が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをしても【通院保険金】は重複してはお支払いできません。 【入院保険金】が支払われる期間中の通院に対しては、【通院保険金】はお支払いしません。	
特 約	個 人 賠 償 責 任	日本国内において旅行行程中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害をあたえ、法律上の損害賠償責任を負った場合 【賠償責任】被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いすることができます。 【賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。	1. 次の①～⑧のいずれかによって生じた損害賠償責任 ① 保険契約者、被保険者の故意 ② 戦争・革命などの事変や暴動 ③ 地震・噴火、これらによる津波 ④ 核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑤ 被保険者の職務の遂行(仕事上の損害賠償責任) ⑥ 被保険者の心神喪失 ⑦ 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打 ⑧ 自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理 2. 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 3. 受託品に対する損害賠償責任(宿泊施設の客室に与えた損害はお支払いの対象となります。) など
	携 行 品 害	日本国内において旅行行程中に偶然な事故により、被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合 【携行品】次の物は携行品に含まれませんのでご注意ください。 株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登山等危険な運動を行っている間のその運動のための用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物等	携行品損害保険金額を保険期間中の限度として、損害額をお支払いします。 【損害額】損害額とは時価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗(減価)分を控除して算出した金額)または修繕費のいずれか低い方をいいます。(修繕が可能な場合には時価額を限度として修繕費をお支払いします。) 【1個または1対のものについて10万円を限度とし、現金・乗車船券・宿泊券などについては1事故につき5万円を限度とします。	次の①～⑩のいずれかによって生じた損害 ① 保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ③ 戦争・革命などの事変や暴動 ④ 地震・噴火、これらによる津波 ⑤ 差押え、没収、破壊等の公権力の行使 ⑥ 携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥 ⑦ すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ⑧ 偶然・外来の事故に直接起因しない電氣的事故・機械的事故(故障等) ⑨ 保険の対象である液体の流失 ⑩ 置き忘れ、紛失 など

●この保険では、「地震・噴火、これらによる津波によるケガ、損害等」は、補償の対象となりませんのでご注意ください。
●ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」「個人情報の取扱説明書」も併せて必ずご確認ください。

補 償 項 目		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
特 約	救 援 者 費 用	日本国内において被保険者が旅行行程中に次の①～③のいずれかに該当したことにより費用を負担した場合 ①搭乗している航空機や船舶が行方不明となった場合もしくは遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故によって生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察等公的機関により確認された場合（ただし、被保険者の生死の判明後または緊急な捜索・救助活動の終了後に現地に赴く救援者にかかる費用は対象外です。） ③ケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合  ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はんやロッククライミング中の事故につきましては対象となりません。	保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した次の費用で社会通念上妥当な費用をお支払いします。ただし、救援者費用等保険金額を保険期間中の支払いの限度とします。 (1)捜索救助費用 (2)救援者の現地までの交通費（救援者2名分まで、かつ1往復分まで） (3)救援者の現地および現地までの行程における宿泊施設の宿泊料（救援者2名分まで、かつ1名につき14日分まで） (4)治療を継続中の被保険者を現地から移送する費用および遺体輸送費用（払戻しを受けた金額または負担を予定していた金額は除きます。） (5)救援者または被保険者の現地交通費、通信費、被保険者の遺体処理費（合計で3万円限度）	1.【傷害（基本契約）】の【保険金をお支払いできない主な場合】1.①～①のいずれかを原因として発生した費用 2.むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないものによって発生した費用 など
	臨 時 費 用	日本国内において旅行行程中に第三者の行為によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	臨時費用保険金額の全額（60万円）を死亡保険金受取人（指定のない場合には被保険者の法定相続人）にお支払いします。	【傷害（基本契約）】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、被保険者と生計を共にする同居の親族の行為によるケガ

お申込みにあたって

このパンフレットは国内旅行保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』もよくお読みください。また、詳しくは『国内旅行保険』のしおり（傷害保険普通保険約款・特約）をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。
弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがって弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

名簿の提出に関して

被保険者が6名以上の場合には、旅行保険被保険者明細書をご記入ください。5名以内の場合には、申込書の被保険者明細にご記入ください。

引受保険会社

取扱代理店

 **ジェイアイ傷害火災保険株式会社**

〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10
晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーX 16階
<https://www.jihoken.co.jp>

この保険に関するお問い合わせは右記取扱代理店または下記へ

 **0120-877030** 一部お繋ぎできないIP電話等があります
【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

(株) 霧 島 観 光 社
〒892-0847 鹿児島市西千石町1-24
TEL 099(226)3388